

鎌ヶ谷市立第三中学校 P T A会則

保 存 版

この保存版は、三年間使用いたしますので、
ご家庭にて保存ください。

2025年1月改正

鎌ヶ谷市立第三中学校PTA会則

第一章 総 会

- 第1条 本会は鎌ヶ谷市立第三中学校PTAといい、事務所を鎌ヶ谷市立第三中学校におく。
- 第2条 (1)本会は鎌ヶ谷市立第三中学校教育の振興に寄与し、生徒の福祉を増進することを目的とする。
(2)本会は教育を本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
(3)本会は特定の政党や宗教、または営利を目的とする事業に関与しない。
(4)本会は学校の人事管理に干渉しない。
- 第3条 (1)本会は本校生徒の父母、またはこれに代わる人と、本校教職員(以下会員という)で構成する。
(2)学校長は本会与学校運営について調整を行う。
(3)会員は本会に対して平等の権利を有し、義務を有し、かつ会費を納めるものとする。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために、必要な活動を行う。
① 会員相互理解を深め、その向上をはかる。
② 生徒の校外活動を指導する。
③ 鎌ヶ谷市社会教育の振興に寄与する。
④ その他本会の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第二章 役 員

- 第5条 本会に次の役員をおく。
会長1名 副会長2～4名 会計3名(1名教職員) 書記3名(1名教職員)
- 第6条 (1)役員並びに会計監査は総会で選出する。但し、選出方法については細則で定める。
(2)役員の任期は基本的に2年とし、諸事情により1年または3年も可とする。欠員補充の役員の任期は残任期間とする。
- 第7条 役員の任務は次の通りとする。
①会長は、本会を代表し、会務を総理する。
②副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
③会計は総会が決定した予算に基づく一切の会計事務、その他本会の財産を管理する。
④書記は総会及び各誌の記録、関係文章の作成、配布、保管にあたる。
- 附 則 平成14年4月20日一部改正、同日より施行

第三章 会計監査

- 第 8 条 (1)会計監査は本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。
(2)会計監査の選出方法については、細則で定める。(2名)

第四章 機 関

- 第 9 条 本会に次の機関をおく。
総会、運営委員会、特別委員会

- 第 10 条 (1)総会は本会の最高決議機関で、毎年4月に開く。但し、運営委員会が認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に開くことができる。
(2)総会は会員の3分1以上(委任状も含む)の出席をもって成立し議決は出席過半数の同意を必要とする。

- 第 11 条 総会は次のことを審議決定する。
①役員の選出
②決算の承認、事業計画及び予算議決
③会則の改正
④その他重要事項の審議並びに議決

- 第 12 条 (1)運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、及び校長、教頭をもって構成する。
(2)運営委員会は、総会、運営委員会等の議案の提示、その他本活動に必要な事項について協議する。

- 第 13 条 特別委員会の組織・活動は、運営委員会の議をもって定める。
附 則 平成19年4月14日一部改正
附 則 平成22年1月29日一部改正

第五章 経 理

- 第 14 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
会費は一世帯年額2000円とする。
- 第 15 条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。
- 第 16 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 附 則

- 第 17 条 本会の運営並びに活動についての細則は、この会則に反しないかぎり、運営委員会の議を経て定める事ができる。

第18条 この会則は、昭和50年11月1日より施行する。

附 則 昭和62年2月 7日一部改正、同日より施行

昭和63年4月16日一部改正、同日より施行

平成 4年4月18日一部改正、同日より施行（第五章第17条）

平成10年4月18日一部改正、同日より施行（第四章第15条）

平成19年4月14日一部改正、平成20年4月より施行（第四章第14条、15条）

令和 6年1月31日一部改正、同日より施行（第四章第9条、12条、14条、15条）

令和 7年1月31日一部改正、削除、同日より施行

役員ならびに会計監査選出に関する細則

第1条 この細則は、鎌ヶ谷市立第三中学校PTA会則第6条及び第8条に基づき、PTA役員並びに会計監査の選出について、必要な事項を定める。

第2条 役員並びに会計監査候補者の選出について、選考委員を設ける。

(1)選考委員会は、学年ごとに選出された委員を含む7名～9名をもって構成する。

(2)選考委員は候補者になることはできない。但し、委員を辞任した場合はこの限りではない。その場合には選考委員の欠員を補充する。

第3条 選考委員会は、選考委員の互選により、正副委員長各1名を選出する。

第4条 選考委員会は次の手続きによって候補者を選出する。

(1)自薦他薦を受け付けるため全会員に推薦用紙を配布する。自薦他薦は同等に扱わなければならない。

(2)選考委員は推薦された候補者を一同に招集し話し合いをもって調整する。

(3)候補者の定員が満たない場合は選考委員が責任をもって候補者の推薦を行う。

(4)選考委員会は候補者を総会に報告し承認を受ける。

第5条 選考委員の任期は、選考委員会が結成された時から、総会で新役員が選任されるまでとする。

第6条 この細則は昭和50年11月1日より実施する。

附 則 昭和62年1月31日一部改正、同日より施行

附 則 令和 6年1月31日一部改正、同日より施行

鎌ヶ谷市立第三中学校PTA慶弔規定

第1条 この規定は、この会の会則第20条に基づき運営委員会の議を経て定めるものである。

第2条 この規定は原則として会員及びその生徒を対象とする。

第3条 本校の生徒並びに会員の凶事の場合は、次によって弔意を表する。

(1)会員が死亡した場合は、香典として10,000円を贈る。

(2)本校生徒が死亡した場合は、香典として10,000円を贈る。

(3)本校教職員の配偶者が死亡した場合は、香典として10,000円を贈る。

第4条 会員の不慮の災害については、役員会の議を経て執行する。
但し、緊急を要する場合は会長が措置する。

第5条 この規定により難しい場合は、役員会の議を経て執行する。

第6条 この規定は昭和50年11月1日より効力を有する。

附 則 昭和58年3月 5日一部改正、同日より施行

附 則 昭和62年1月31日一部改正、同日より施行

附 則 平成16年4月16日一部改正、同日より施行

附 則 平成19年4月14日一部改正、同日より施行

附 則 平成27年4月18日一部改正、同日より施行

附 則 令和 2年4月18日一部改正、同日より施行